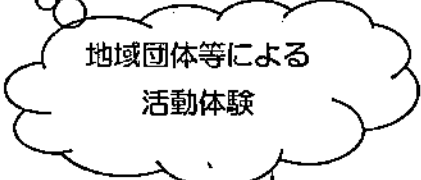


■放課後かまくらっ子の概要

放課後かまくらっ子			
事業内容	学童保育	アフタースクール	
実施場所	子どもの家	放課後子どもひろば・校庭等	
運営主体	指定管理者（一部の施設は市直営）		
開所時間	月曜日から金曜日		
	通常期	授業終了後から 18 時	授業終了後から 17 時*
	学校休業日	8 時 15 分から 18 時	8 時 30 分から 17 時*
	土曜日	8 時 30 分から 17 時 30 分	お休み
対象児童	就労等により、保護者が昼間家庭にいない当該小学校区の児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自校に在籍している児童</li> <li>・自校区の子どもの家入所児童</li> </ul>	
事業の目的	家庭的支援、第二の家庭 ⇒健康管理 ⇒生活支援 ⇔家庭との連携	放課後の居場所の提供 活動体験の提供	
活動場所・活動内容	授業終了後 ⇒子どもの家に帰宅 ⇒アフタースクールに参加することができます。	授業終了後 ⇒子どもひろばや校庭等で活動	
	17 時～18 時（延長有り） 子ども室で静かに過ごす時間 →宿題、読書、自習等	16 時から 30 分ごとに一斉帰宅 最終帰宅時間： 夏季 17 時 冬季 16 時 30 分	



■放課後かまくらっ子運営協議会

放課後かまくらっ子を利用しているお子さまの保護者、地域のボランティア、当該小学校の校長先生等と運営主体者を構成メンバーとした運営協議会を設置します。家庭、地域、学校と相互に連携を図りながら放課後かまくらっ子を運営します。

## ■鎌倉市放課後かまくらっ子

鎌倉市放課後かまくらっ子は、全ての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる事業として、学童保育とアフタースクール（放課後子ども教室）を一体的に実施する「放課後子ども総合プラン」の鎌倉市版です。

アフタースクールは、全ての児童を対象としており、参加する児童は、放課後子どもひろばの図書室やプレイルーム、小学校の校庭・体育館を活動場所としてスタッフの見守りのもと遊んだり、地域のボランティア等が実施する多様な活動体験に参加することができる事業です。

## ■放課後かまくらっ子導入経緯

### ➤子どもの家（学童保育）の課題

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度の実施にともない、年々増加する子どもの家のニーズを確保するため、施設整備等を進めてきたが、待機児童の解消には繋がらず、子どもの家の大規模化が進み、運営に課題が生じた。

4/1 現在	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用定員	690 人	879 人	929 人	1,106 人	1,124 人
入所人数	1,093 人	1,139 人	1,222 人	1,406 人	1,525 人
待機児童数	10 人	50 人	70 人	53 人	82 人

### ➤放課後子ども教室の課題

平成 19 年度 稲村ヶ崎小学校、平成 26 年度 今泉小学校 の 2 校で実施。

教育委員会が運営しており、校舎内の教室、体育館・校庭を活動場所として実施しているが、事務局スタッフの確保、活動場所やボランティアの確保に課題があり、市内 16 校全市実施はハードルが高い。

### ➤放課後子ども総合プラン検討委員会

平成 28 年 3 月、こどもみらい部、教育部、小学校校長会代表による検討委員会を設置し、子どもの家及び放課後子ども教室の課題を解消するため、放課後かまくらっ子の導入について協議・検討を行い、3 つの基本方針を定め、平成 32 年度までに全校実施を目標とした。

- ・アフタースクール（放課後子ども教室）の活動拠点を既存の子ども会館とする。
- ・学校から遠いなどの課題がある子どもの家は、学校敷地内に別棟を整備、移転する。
- ・放課後かまくらっ子の運営は、原則、指定管理者によるものとする。